

広島市告示（安芸区）第10号

令和8年2月20日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年2月20日から同年3月6日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安芸1区 344号線	安芸区中野東七丁目4092番地1地先から 安芸区中野東七丁目4092番地1地先まで	令和8年2月20日